

各医療圏外来医療計画運用イメージ

資料2

外来医師多数区域

宮崎東諸県
医療圏

外来医師多数区域
(流出入調整後)

西都児湯
医療圏

日南串間
医療圏

左記以外

都城北諸県
医療圏

延岡西臼杵
医療圏

日向入郷
医療圏

西諸
医療圏

各医療圏ごとに「外来医療に関する協議の場」で地域で不足する医療機能を検討

令和2年4月～

新規開業届出受理時に
地域で不足する外来医
療機能を担うかどうかを
確認

外来医療
機能担う
場合

外来医療
機能を
担わない
場合

協議の場で
定期的に状
況を事務局
が報告

協議の場で
新規開業者
から意見聴取
(面前or書面)

令和2年4月～

新規開業届出受理時に、当該地域で、ど
のような外来医療を担おうとしているかを
確認

※ 両区域は医師多数区域では無く外来医
療を提供する診療所の不足が域外流出の
一因であることを考慮

協議の場で定期的に
開設の状況等を事務局
が報告

協議の場で新規開業者から
意見聴取(面前or書面)

特に
必要が
ある
場合

令和2年4月～

外来医療計画により、地域で不足する
外来医療の提供状況を可視化。
→ 調整会議を活用して開催する「協
議の場」の開催時に、必要に応じ検討

※「特に必要がある場合」については、今後、施行通知に示
すが、地域で不足する外来医療機能を担わない場合で、当
該地域内での医療提供を行わないと考えられる次のケース
等を想定

- 域外への健診のみを行い当該地域に医療を全く提供しない診療所